

徳島県告示第二百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

令和五年六月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

日 時	場 所	案 件
令和五年六月二十七日 （火曜日）午後一時三十分から	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局阿南 庁舎二階大会議室	伊島鳥獣保護区特別保護地区（阿南市、既指定、面積百五十三ヘクタール、存続期間十年間）の再指定について

備考 公聴会に関する問合せ先

徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当（電話。八八四―二八―九八六二

）